

平成24年8月13日
総務省北海道管区行政評価局
(局長：松本 順)

「河川の管理に関する行政評価・監視」 〈調査結果に基づく通知〉

総務省北海道管区行政評価局では、洪水による災害の発生防止に向けた適切な河川管理を推進する観点から、低平地で洪水被害を受けやすい石狩川下流域を対象に、平成24年4月から同年7月にかけて、国土交通省北海道開発局における河川管理の実施状況を調査したところ、河川区域内の不法占用や護岸の維持管理が不十分な例がみられた。

調査結果を踏まえ、平成24年8月13日、北海道開発局に対して必要な改善措置を講ずるよう所見表示。

〈本件照会先〉

総務省北海道管区行政評価局第二部第三評価監視官室

よしだ くどう

(担当) 吉田、工藤

(電話) 011-709-2311(内線3146) (直通) 011-709-1806

(FAX) 011-709-1843

(Eメール) hkd23@soumu.go.jp

概要

調査の背景

- 石狩川水系は道内中央部に位置し、特に石狩川下流域は、洪水被害を受けやすい低平地。
- 北海道管区行政評価局では、平成18年4月～7月、河川の適正な管理を図る観点から「河川の管理等に関する行政評価・監視」(以下「前回調査」という。)を実施。
この結果に基づき、同年8月に北海道開発局に対して、河川巡視のあり方の見直し、不法行為対策の推進等について所見表示。

- しかし、依然として河川区域内における無許可占用等の例がみられるなど、不法行為が後を絶たない状況で、洪水等により河川管理に支障を及ぼすおそれがあることから、河川の適正な管理は今なお重要な課題。

実地調査

石狩川下流域の石狩川本川、夕張川、千歳川、豊平川、茨戸川、創成川及び伏籠川の7河川のうち、北海道開発局が管理する区間約120kmを実地調査

所見表示事項

- 1 不法占用の解消
- 2 河川管理施設等の適切な維持管理

左記の観点から、北海道開発局に対して、具体的な改善方策を所見表示

平成24年8月13日

1 不法占用の解消

制度の概要

- 河川区域内で、土地の占用、工作物の新築、改築又は除去等を行おうとする者は、**河川管理者の許可が必要**(河川法第24条等)。
- 河川管理者は、違反者に対し、是正指示文書の交付(同法第77条第1項)、許可の取消し、許可条件の変更、工作物の除却、河川の原状回復等を命令(同法第75条第1項)、違反者が分からないときは、相当な期限を定めて公告を行い、簡易代執行(同法第75条第3項)。
- 許可に当たっては、「河川敷地占用許可準則」に定める占用許可の基本方針、占用主体、占用施設等に適合しているかを審査。

(1) 無許可占用

調査結果

無許可占用しているものが6事例みられた。

<主な事例>

- ・ 無許可で河川敷に漁具等が在り。(写真①、②)

【写真①】



【写真②】



- ・ 中古車販売業者が堤防沿いの河川敷地に大型の看板1基を無許可で設置、中古車等9台を展示。(写真③、④)

【写真③】



【写真④】



境界杭

- ・ 河川敷に設置者不明のモトクロス用のジャンプ台2台が無許可で設置。(写真⑤)

【写真⑤】



(2) 占用許可の目的、範囲の逸脱

調査結果

占用許可の目的、範囲を逸脱しているものが8事例みられた。

<主な事例>

- ・ 占用目的を「船置場」として許可を受けた箇所について、その目的を逸脱して中古車等の販売用に使用。(写真⑥、⑦)

【写真⑥】



【写真⑦】



- ・「船置場」として占用許可を受けた区域外に廃船やドラム缶・漁具が在り。(写真⑧、⑨)

【写真⑧】



【写真⑨】



- ・「公園・緑地」として占用許可を受けた区域外にパークゴルフ場用の駐車場や受付棟を整備。(写真⑩)

【写真⑩】



(地面に設置された駐車区画を示すロープ)

(3) 長期間にわたる不法占用

背景

石狩川河口付近の両岸では、北海道開発局が整備した護岸等を整備する以前から、内水面漁業者により漁業が営まれており、これらの内水面漁業者に占用目的を「その他工作物(漁具置き場)」又は「水産物干場」として占用許可が出されていたが、その後、両岸には廃バスやドラム缶等が置かれており、これらの中に無許可のものが混在している状況。



調査結果

長期間にわたり不法占用が行われている事例がみられた。

- ・ 石狩川河口付近の両岸には、廃バス、トラックの荷台、物置、ドラム缶等が多数在り、占用許可の有無や所有者が不明なものが混在。(写真①～⑭)

【写真①】



【写真⑫】



【写真⑬】



【写真⑭】



- ・ 本来は船を置けない斜路(注)に、多数の漁船や廃船とみられるプレジャーボートが、陸置き。(写真⑮、⑯)
(注)陸上から水面に向かって勾配をつけた船を下ろすための通路。

【写真⑮】



【写真⑯】



- ・ 河川敷に無許可の廃船等が在り。(写真⑰、⑱)

【写真⑰】



【写真⑱】



所見表示事項

北海道開発局は、開発建設部に対し、次の措置を講ずるよう指示する必要がある。

(1) 無許可占用について、

- ① 河川巡視において無許可占用等の不法行為を発見したときは嚴重に注意するとともに、その後の是正状況の確認を徹底すること。
- ② 注意しても不法占用の解消が見込めない場合には、速やかに法第77条第1項に基づく違反是正指示書を交付するなど、指導監督権限に基づく厳しい措置をとること。

(2) 占用許可の目的範囲の逸脱について、上記(1)の無許可占用の所見表示事項に加え、

- ① 河川巡視において、占用許可の目的や範囲が遵守されているか図面等を基に十分確認すること。
- ② 占用許可の更新申請があった場合は、河川巡視の結果を反映させるなど現況を十分に確認することについて徹底すること。

(3) 長期間にわたる不法占用について、

- ① 石狩市及び関係漁業団体の協力を得て、石狩川河口付近の両岸に置かれている廃バスや廃船等の所有者を確認の上、所有者が判明したものは、所有者において適切に管理又は処分するよう指導すること。
- ② 上記①の確認の結果、所有者が不明なものは、法第75条第3項に基づく監督処分等の措置をとること。

2 河川管理施設等の適切な維持管理

制度の概要

- 河川管理者は、災害の発生防止や河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等の観点から、河川管理施設等を適切に維持管理することが必要。
- 河川巡視においては、河川管理施設等の機能が十分発揮できる状態にあるかどうか、維持状況を確認。



調査結果

河川管理施設等の維持管理を適切に行う必要があるものが6事例みられた。

<主な事例>

- ・ 護岸の隙間部分から多数の樹木が繁茂。(写真⑱、⑳)

【写真⑱】



【写真⑳】



- ・ 護岸の背後部分に土砂の流出により穴が開放。(写真⑲、⑳)

【写真⑲】



【写真⑳】



- ・ 護岸に設置された転落防止用フェンスの支柱固定用ボルトが欠落。(写真㉓)

【写真㉓】



(支柱根元部分の拡大)

- ・ 低水敷護岸^(注)に土砂が堆積し、消防用ポンプ車の進入が困難。(写真⑭、⑮)

(注)この施設は、護岸としての機能のほかに、災害などの緊急時には消防用ポンプ車が消火用の河川水をいつでも確保できるよう整備したもの。

【写真⑭】



【写真⑮】



※ 北海道開発局では、i)写真⑰及び⑱については、今後適期に伐採予定、ii)写真⑲、⑳及び㉓ については、6月中旬に注意喚起をしたとのことであり、今後補修等を予定、iii)写真⑭及び⑮については、6月下旬に土砂を排出したとしている。



所見表示事項

北海道開発局は、開発建設部に対し、河川巡視において、河川管理施設等の機能が十分発揮できる状態にあるかの確に把握し、問題のあるものについては速やかに必要な措置を講ずることを徹底するよう指示する必要がある。